

「日本赤十字広島看護大学の PR 動画等制作委託業務」に係る
一般公募型プロポーザルの実施について

標記につきまして、次のとおり企画提案書を募集するので公告します。

令和 7 年 7 月 18 日

日本赤十字広島看護大学
学 長 田村 由美

1 業務概要

(1) 業務の名称

日本赤十字広島看護大学の PR 動画等制作委託業務

(2) 業務の内容

「日本赤十字広島看護大学の PR 動画等制作業務 基本仕様書」のとおり

(3) 委託業務期間

契約日から令和 8 年 2 月 28 日まで

2 提案上限額

3,000,000 円（消費税及び地方消費税含む）

※ 上記金額は、契約額または予定価格を示すものではないこと。

3 参加資格

(1) 参加することができない者

ア 当該契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者

イ 次の各号の一に該当する事実があった後 2 年を経過しない者

(ア) 契約の履行に当たり、故意に工事若しくは物品の製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者

(イ) 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者

(ウ) 落札者が契約を結ぶこと又は契約者が契約を履行することを妨げた者

(エ) 監督又は検査の実施にあたり、職員の職務の執行を防げた者

(オ) 正当な理由がなくて、契約を履行しなかった者

(カ) 契約に関する調査にあたり虚偽の申し出をした者

(キ) 前各号の一に該当する事実があった後 2 年を経過しない者を、契約の履行にあたり、代理人、支配人、その他の使用人として使用した者

(2) 近畿・中国・四国・九州地方に本社（本店）または支店（営業所等）を有すること。

- (3) 本件一般競争入札参加資格確認申請書の提出期限の日から開札の時までの期間に、「日本赤十字社指名停止等の措置基準」に基づき、日本赤十字社から、又は広島県内若しくは国からの指名停止等の措置を受けていないこと。なお、同県及び国において同一の不正行為等によって指名停止期間が異なる場合は、そのうち早期に指名停止が終了する期間を対象とした上で、上記申請書の提出期限の日から開札の時までの期間に指名停止の措置を受けていないこと。
- (4) 警察当局から暴力団員が実質的に経営を支配している事業者又はこれに準ずるものとして、役務の提供等の調達契約からの排除要請があり、当該状態が継続していない者。

3 参加手続

(1) プロポーザル説明書等の配布

- ア 配布期間： 令和7年7月18日（金）から令和7年8月22日（金）
（土曜日、日曜日及び祝日を除く。午前9時から午後5時まで）
- イ 配布場所及び受付場所： 下記（3）の担当部署で配布する。

(2) プレゼンテーション、ヒアリング

- プロポーザル提出者はプレゼンテーションを行い、評価者によるヒアリングを実施する。
- 日 時：令和7年9月30日（火）（予定）
- ※ 日時、場所、留意事項等は別途通知する。

(3) 担当部署及び問い合わせ先

所在地：〒738-0052 広島県廿日市市阿品台東1番2号
日本赤十字広島看護大学 事務局 財務課
T E L：0829-20-2840（直通）
F A X：0829-20-2801
Eメール：keiri@jrchn.ac.jp